

野洲市資料提供

提供年月日	令和 7 年 5 月 2 7 日
担当部課 連絡先	政策調整部 財政課 077-587-6069 総務部 総務課 077-587-6038

令和 7 年第 3 回野洲市議会定例会提出案件

＜案件内訳＞

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 繰越計算書の報告 | 3 件 |
| 2. 専決処分 | 5 件 |
| 3. 補正予算 | 1 件 |
| 4. 条例制定・改廃 | 1 件 |
| 5. その他 | 2 件 |

1 2 件

令和 7 年第 3 回野洲市議会定例会提出案件

1 繰越計算書の報告 3 件

□報告第 1 号 令和 6 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として「野洲駅南口周辺整備事業詳細計画作成等支援業務委託」他 16 件の事業について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製したので報告する。

□報告第 2 号 令和 6 年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

比江水源地場内施設更新事業について、管理者から地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越しの報告を受けたため、同条第 3 項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

□報告第 3 号 令和 6 年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

雨水事業について、管理者から地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越しの報告を受けたため、同条第 3 項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

2 専決処分 5件

□議第 41 号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和 6 年度野洲市一般会計補正予算 (第11号))

① 予算額 (3 / 31 専決)

- ・補正前予算額 27, 261, 561 千円
- ・補正額 342, 978 千円
- ・補正後予算額 27, 604, 539 千円

② 補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査 (263, 422千円)
- ・特別交付税の額の確定による増額 (18, 265千円)

【歳出】

- ・財政調整基金への積立ての増額 (342, 017千円)

□議第 42 号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号))

① 予算額 (3 / 31 専決)

- ・補正前予算額 4, 776, 015 千円
- ・補正額 7, 687 千円
- ・補正後予算額 4, 783, 702 千円

② 補正の概要

【歳入】

- ・保険給付費の増額に伴う保険料 (1, 768千円)、国庫支出金 (1, 921千円)、支払基金交付金 (2, 076千円)、県支出金 (961千円) 及び一般会計繰入金 (961千円) の増額

【歳出】

- ・高額介護サービス費の決算見込みに伴う増額 (7, 687千円)

□議第 43 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

① 概要 (3 / 31 専決)

- ・第 82 条 総排気量が 125 cc 以下で最高出力が 4.0 キロワット以下の原動機付自転車を車両区分に新たに追加
- ・第 89 条 第 82 条で新たに追加された車両区分の減免に関する改正

- ・第90条 いわゆる「マイナ免許証」の運用が開始されたことによる、減免申請時の運転免許証の提示に関する規定の改正
- ・附則第10条の2 法改正に伴う項ずれによる改正
- ・附則第10条の3 大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、区分所有者から申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定を新設

② 施行日 令和7年4月1日

□議第44号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

① 概要（3／31 専決）

- ・法改正に伴う項ずれによる改正

② 施行日 令和7年4月1日

□議第45号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

① 概要（3／31 専決）

- ・国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の改正

650,000円→660,000円

- ・後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の改正

240,000円→260,000円

- ・国民健康保険税の軽減対象となる所得基準の改正

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額 295,000円→305,000円

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額 545,000円→560,000円

② 施行日 令和7年4月1日

3 補正予算 1件

□議第 46 号 令和 7 年度野洲市一般会計補正予算（第 2 号）

① 予算額

- ・ 補正前予算額 26, 103, 549 千円
- ・ 補正額 31, 519 千円
- ・ 補正後予算額 26, 135, 068 千円

② 補正の概要

【歳入】

- ・ 地方創生臨時交付金の増額（5,144 千円）
- ・ 生活保護費の改定等に伴うシステム改修費に係る生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の計上（1,270 千円）
- ・ 不登校児童生徒等の学び継続事業に係る教育支援体制整備事業費補助金の計上（2,631 千円）
- ・ 保育所等食料品価格高騰対策支援金の支給に伴う保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金の計上（5,143 千円）
- ・ 中学校クラブ活動の地域クラブ活動への移行に伴う地域スポーツクラブ活動移行実証事業委託金の計上（1,222 千円）及び地域文化クラブ活動移行実証事業委託金の計上（1,222 千円）

【歳出】

- ・ 市税の申告等に伴う還付金の増額（14,530 千円）
- ・ 保育所等食料品価格高騰対策支援金の計上（10,287 千円）
- ・ 生活保護費の改定等に伴うシステム改修費に係るシステム保守委託料の増額（1,881 千円）
- ・ 地域スポーツクラブ活動移行実証事業及び地域文化クラブ活動移行実証事業の受託に伴う報償金等の増額（2,444 千円）

4 条例制定・改廃 1件

□議第 47 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

(1) 第 18 条、第 18 条の 3

公示送達の方法について、公示事項をインターネット及び市に設置した電子掲示板に表示し、閲覧できる状態に置く措置をとるよう改正

(2) 第 34 条の 2、第 36 条の 2、第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3

大学生年代の子等に係る新たな控除（特定扶養控除・特定親族特別控除）が創設されたことに伴う所要の改正

(3) 附則第 16 条の 2 の 2

加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を新設。加熱式たばこの本数換算の方法を、重量と価格の要素で算出する方式から重量のみで算出する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは 1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算することとする。

施行日 (1) 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(2) 令和 8 年 1 月 1 日

(3) 令和 8 年 4 月 1 日

5 人事案件 2 件

□議第 48 号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価員に選任することにつき、地方税法第 404 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
みかみ てつし 三上 哲司		

□議第 49 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
かつら みつひろ 桂 光弘		

※任期 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで